

経済産業省

平成 20・11・17 製局第 2 号

平成 20 年 11 月 18 日

社団法人日本ジュエリー協会

会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について

標記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成 20 年 11 月 13 日付け警察庁丙組犯収発第 180 号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成 20 年 11 月 13 日付け外務省告示第 606 号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 9 条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。

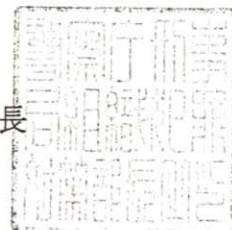
別添

警察庁丙組犯収発第180号

平成20年11月13日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について
標記のことに関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項第37号に
規定する特定事業者（宝石商）に対し、別添文書の転送及び周知徹底方宜しくお取り計
らい願いたい。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>